

令和5年度
議会活性化特別委員会
行政視察報告書

1 期 日

令和5年4月10日（月）～4月12日（水）

2 視察先及び調査事項

京都府舞鶴市議会

- ・議会改革の取組について
- ・市民と議会のわがまちトークについて
- ・新しい議会の姿について

三重県四日市市議会

- ・議会改革の取組について
- ・決算・予算政策サイクルについて
- ・住民参画及び情報共有について

3 出張者

委員長	一色輝雄	副委員長	越智俊幸
委員	高橋淑子	委員	三好和彦
委員	西坂壽	委員	藤井武彦
委員	川又由美恵	委員	高橋章哲
委員	御荘秀樹	委員	行元博
副議長	高橋保		

同行職員 伊藤加寿也

随行職員 越智順哉

4月10日（月）

特 定 調 査 事 項

京都府舞鶴市議会

1 議会改革の取組について

- （１）これまでの取組について
- （２）議会基本条例の検証に関する取組について
- （３）成果と今後の課題について

2 市民と議会のわがまちトークについて

- （１）実施状況について
- （２）具体的な実施方法について
- （３）成果と今後の課題について

3 新しい議会の姿について

- （１）取組内容について
- （２）成果と今後の課題について

京都府舞鶴市

R5. 4. 10 (月)



西条市議会 様

調査視察資料

令和5年4月10日（月）

舞鶴市議会

～ 本日の説明内容 ～

- 1 議会改革の取組について
(これまでの取組、議会基本条例の検証、成果と課題)
- 2 市民と議会のわがまちトークについて
(実施状況、具体的な実施方法、成果と課題)
- 3 新しい議会の姿について
(取組内容、成果と課題)

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

1

【近年の主な動き（議会基本条例の制定まで）】

平成22年 本会議のインターネット中継・録画映像の配信を開始

代表質問・一般質問において一問一答方式を導入（一括・分割・一問一答の選択制）

平成23年 代表質問・一般質問を行う際にフリップの使用を認める運用を開始

本会議の採決に押しボタン式投票を導入、各議員の賛否を公表

平成24年 2会場で議会報告会を開催（舞鶴市議会として初めて）

予算・決算の議案を審査する予算決算委員会（常任委員会）を設置

平成27年 議員任期4年間の活動の指針となる「第19期舞鶴市議会活動基本計画」を策定

平成28年 災害時における議会・議員の対応指針や行動マニュアルを作成

平成29年 活動の効率化や活性化などを目的にタブレット端末等を自費で導入することを決定

平成30年 「舞鶴市議会基本条例」を制定

【議会基本条例等の制定に至る経過1】

平成23年 議会活性化推進特別委員会において取りまとめた議会活性化に係る答申に「議会基本条例の検討」を記載

平成24年 議会運営委員会において、議会基本条例を制定する方向で検討を進めるも、合意には至らないまま時間が経過

平成26年 議会運営委員会において検討を再開し、次期（第19期）で改めて制定するかしないかも含めて検討するよう申し送り

平成27年 議会基本条例に対する各議員の認識に違いがあること、議論を尽くすためには相当の時間が必要であること、活性化に向けた動きは停滞させないことを確認し、まずは、任期4年間の活動を計画的に実施することとし、活動実績の積み重ねから議会基本条例の議論に繋げることを決定



「第19期舞鶴市議会活動基本計画」の策定

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

3

【議会基本条例等の制定に至る経過2】

＜第19期舞鶴市議会活動基本計画＞



平成29年 活動基本計画に基づく取組を踏まえ、議会基本条例の検討を再開

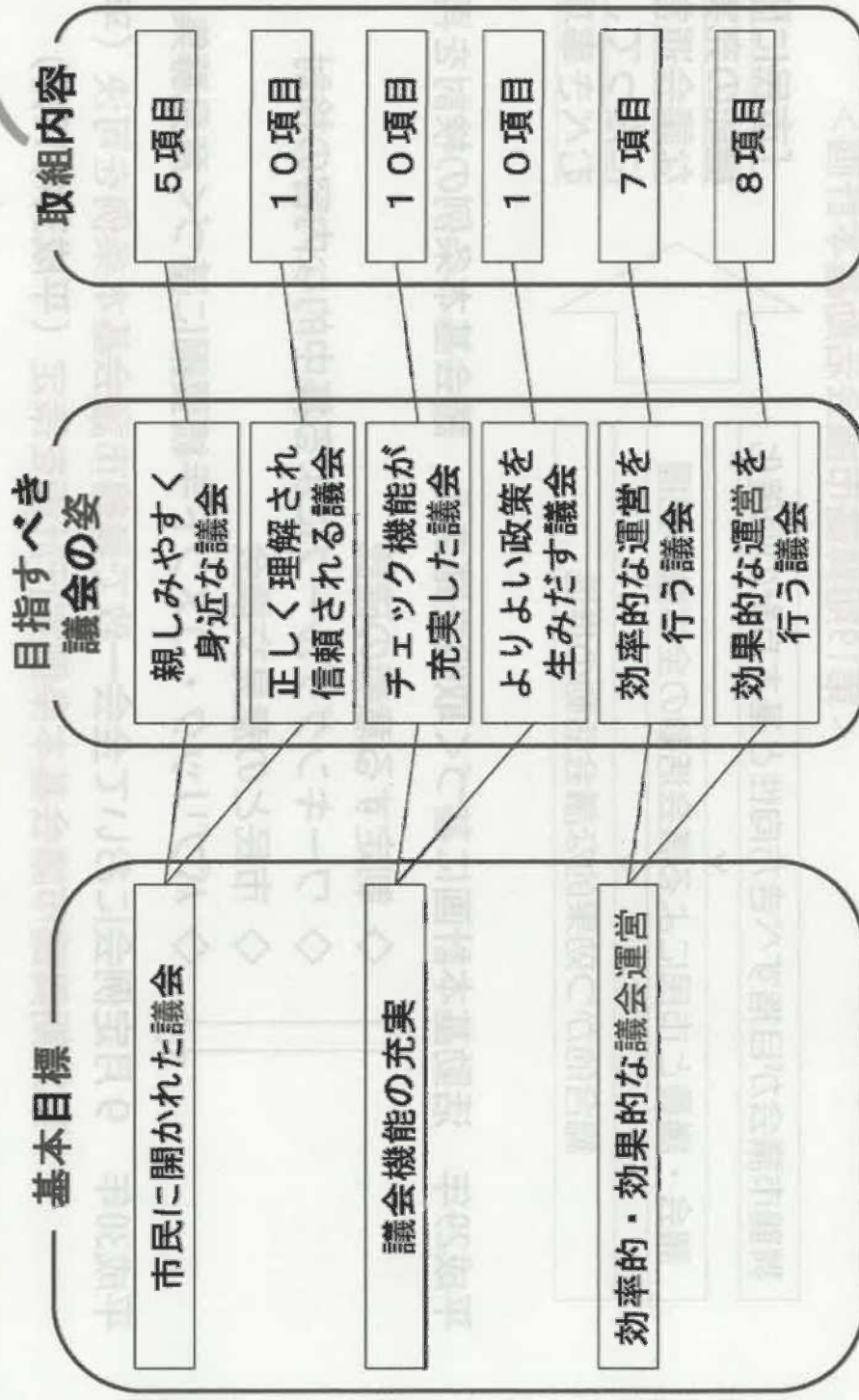
- ◇ 制定する意義の確認
- ◇ ワーキンググループによる集中的な内容の検討
- ◇ 市民との意見交換会
- ◇ パブリック・コメント手続要綱に基づく意見募集 等

平成30年 9月定例会において全会一致で舞鶴市議会基本条例を可決（平成30年10月5日公布）
第20期舞鶴市議会基本条例実行計画を策定（平成30年12月）

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

4

【第20期舞鶴市議会基本条例実行計画】



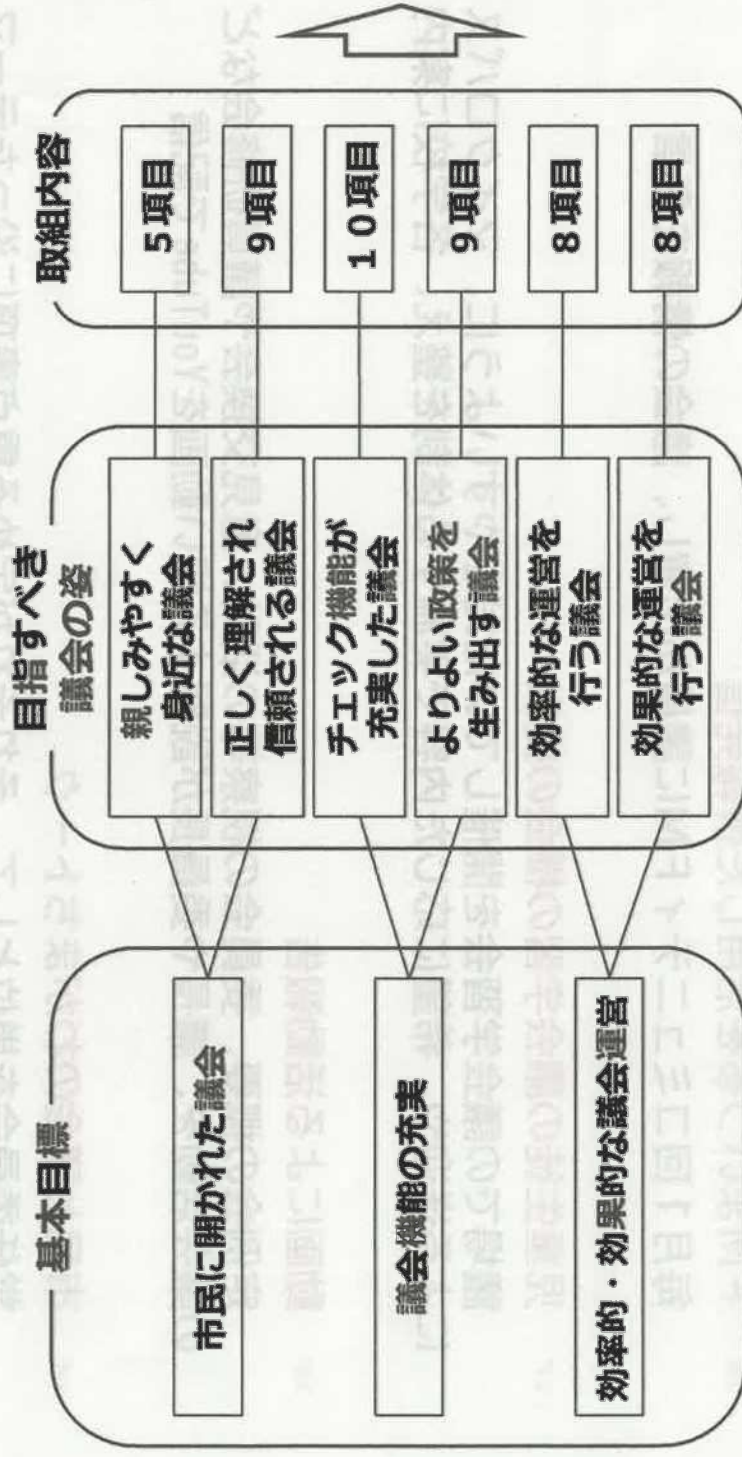
FMまいづるを活用した情報発信
児童生徒の議会学習機会の提供
効果的な情報発信の検討
市民の意見を反映させる仕組みの検討
情報環境の充実
ホームページによる情報発信
市議会だよりの発行
議案や会議資料の公開
本会議の映像配信
議会の仕組みの冊子の発行
委員会の映像配信
活動記録のあり方・見せ方の検討
所信表明の推進
議会基本条例の検証
舞鶴市総合計画の点検評価
議員間討論
参事制度の活用
附帯決議の活用
議員力の向上
議会図書館の充実
代表質問・一般質問の活用
選挙区割り・一議員の活用
選挙区割り・一議員の活用
議員等の任期の検討
委員会視察の反映
議会事務局の機能強化
政策条例の提案
政策条例の検証
委員会の活動計画の策定
会議のあり方の検討
議員の定数及び報酬の検討
先例集等の見直し
ICTの活用
会派のあり方の検討
議会における危機管理の検討
議事録のあり方の検討
予算要望の検討
他市との交流・連携の促進

【第20期舞鶴市議会基本条例実行計画】

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

【第21期舞鶴市議会基本条例実行計画に基づく取組】

任期4年間で取り組む内容を定め、議会運営委員会等で議論を重ねながら、議会基本条例の理念の実現を目指して取組を推進します。



- ▶ コミュニティFMを活用した情報発信
- ▶ 議会に関する学習の機会の提供
- ▶ 効果的な情報発信の検討
- ▶ 市民の意見を反映させる仕組みの検討
- ▶ 傍聴環境の充実
- ▶ ホームページによる情報発信
- ▶ 市議会だよりの発行
- ▶ 会議資料や活動の積極的な公開
- ▶ 映像配信の充実
- ▶ 議会の仕組みの冊子の発行
- ▶ 所信表明の在り方の検討
- ▶ 議会基本条例の検証
- ▶ 議員を志す人を増やす取組の検討
- ▶ 舞鶴市議会計画の高検評価
- ▶ 議員問答の活用
- ▶ 参考人制度の活用
- ▶ 附帯決議の活用
- ▶ 議員力の向上
- ▶ 議会図書室の充実及び在り方の検討
- ▶ 代表質問・一般質問の活用
- ▶ 議案審議の在り方の検討
- ▶ 委員等の任期の検討
- ▶ 委員外議員の発言の在り方の検討
- ▶ 政策提言に向けた委員会活動
- ▶ 議会事務局の機能強化
- ▶ 政策条例の在り方の検討
- ▶ 委員会の活動計画の策定
- ▶ 会議の在り方の検討
- ▶ 議員の定数及び報酬の検討
- ▶ 先例及び申し合わせ事項の見直し
- ▶ ICTの活用
- ▶ 会派の在り方の検討
- ▶ 議長・委員長等の在り方の検討
- ▶ 議会における危機管理の検討
- ▶ 予算要望の検討
- ▶ 他市との交流・連携の促進

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

6

【「市民に開かれた議会」に関連する取組】

FMまいづるを活用した情報発信

毎月1回コミュニティFMに議員が出演し、議会の情報を発信



児童生徒の議会学習の機会の提供

議場での議会学習会を開催していただきやすいように、マイクロバスによる送迎や、希望に応じた内容で実施する体制を整え、各学校に案内



動画による活動報告

定例会の概要、委員会の視察等の活動、意見交換会や議員研修会などの議会活動を、議長や委員長が説明する短い動画をYouTubeで配信



市民と議会のわがまちトーク

常任委員会を単位として、それぞれが定める重点事項に沿ったテーマにより、ワークショップ形式で市民との意見交換を実施

【議会の活動の概要について（これまでの取組）】

1 議会の活動の概要について（これまでの取組）

2

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

7

【「議会機能の充実」に関連する取組】

舞鶴市総合計画の点検評価

各常任委員会の重点事項に沿って選定した項目について、進捗状況を
確認し、委員会としての評価意見を市長に提出



議員力の向上を図るための研修

近隣市議会の議員研修会への相互参加も含め、研修の機会を多く創出
（令和4年は、一般質問、図書館、図書館、公共交通など7回の研修を実施）



代表質問・一般質問の積極的な活用

監視や提言の機会として有効活用（毎回20人程度が質問）



政策提言を見据えた委員会活動

委員任期（1年）のはじめに重点事項を定め、市民との意見交換会や
先進地視察、市内現地視察などの調査研究を経て市長へ政策提言

政策提言を見据えた委員会活動

政策提言を見据えた委員会活動

政策提言を見据えた委員会活動

8

1 議会改革の取組について（これまでの取組）

8

【「効率的・効果的な議会運営」に関連する取組】

① 委員会の活動計画

1年間の活動を計画的に実施するため、重点事項とそれに沿った総合計画の点検評価項目などのほか、大まかなスケジュールも定めて活動

② ICTの活用

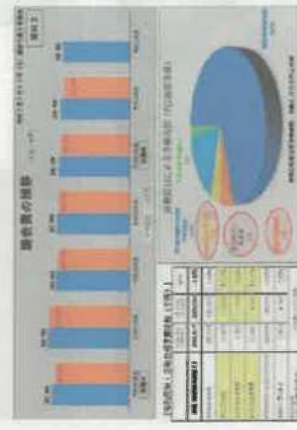
ペーパーレス会議システムやグループウェアを活用して、迅速な情報共有やペーパーレス会議を実施

③ 危機管理

「舞鶴市議会における災害対応」に基づき、いざというときに議会が機能するように防災訓練も定期的を実施

④ 議会予算の確保

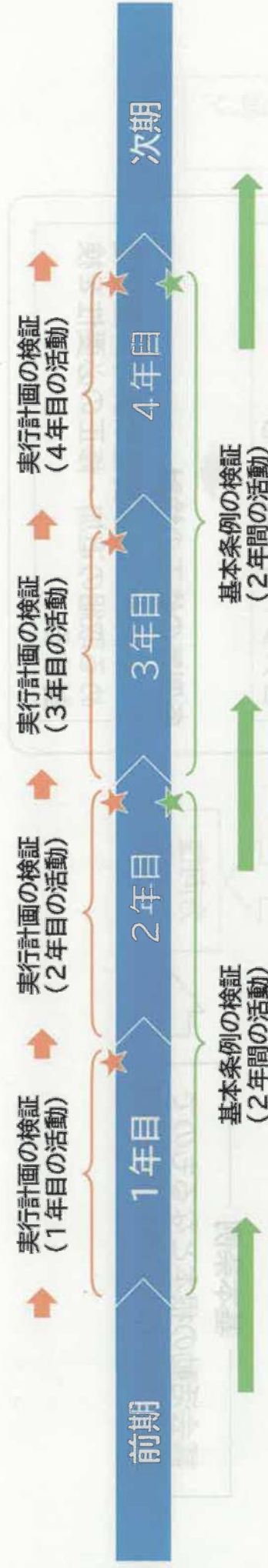
予算作業部会を設置し、議会予算の在り方や必要な予算を検討



1 議会改革の取組について（議会基本条例の検証）

9

【検証のサイクル】

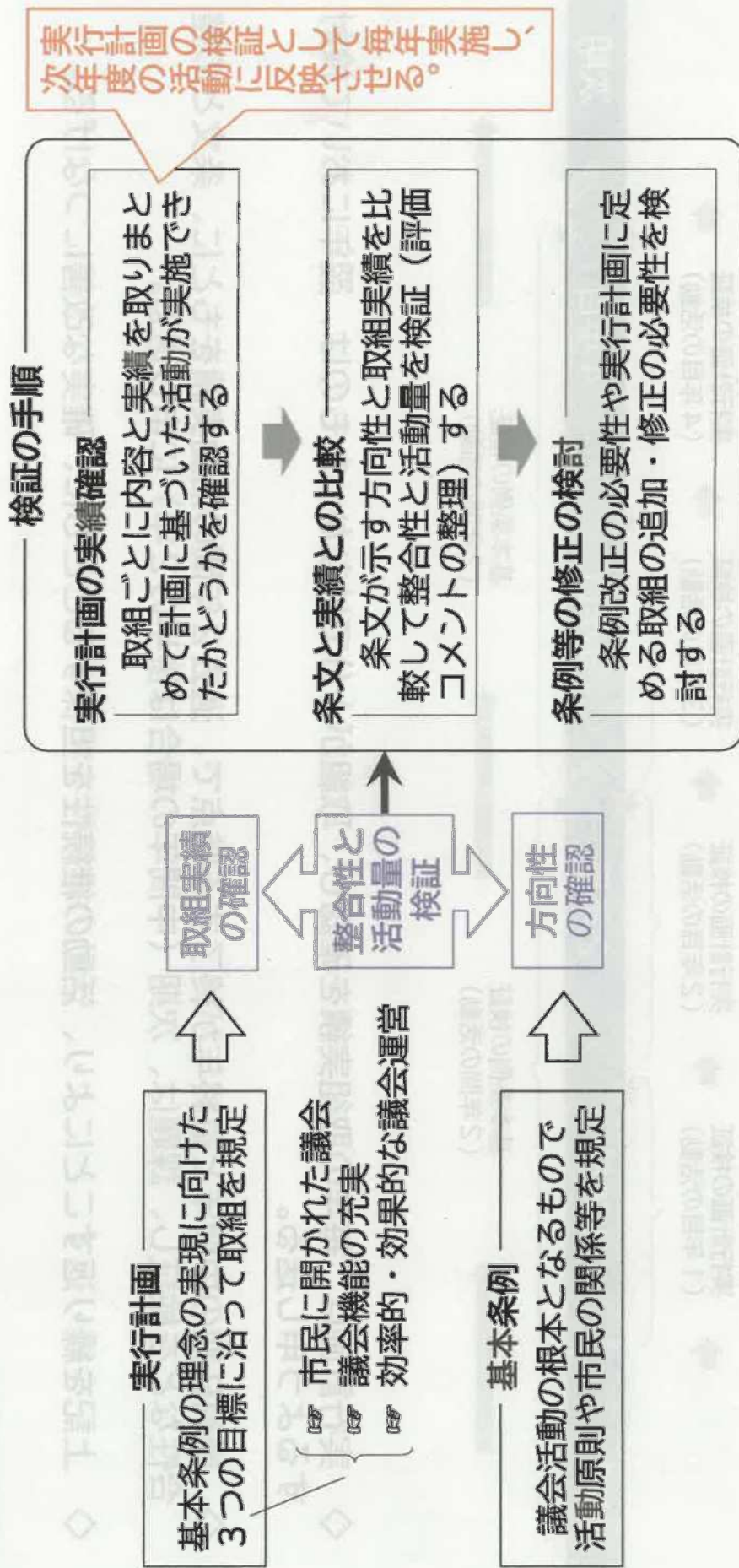


- ◇ 実行計画は、毎年の取組実績を確認し、取組が十分ではなかったものは、翌年において検討するよう申し送る。
- ◇ 議員任期の中間年と最終年が終了する時点で、過去2年間の活動実績をもとに、条文との整合性などを検証し、課題は、次期（中間年の場合は後半の2年）に申し送る。
- ◇ 上記を繰り返すことにより、活動の継続性を担保するとともに、確実な改善につなげる。

1 議会改革の取組について（議会基本条例の検証）

10

【検証方法】



1 議会改革の取組について（議会基本条例の検証）

11

【検証スケジュール（令和4年）】

8月26日(金) 議会運営委員会 検証方法とスケジュールの確認

取組実績の整理 [委員長・事務局]

9月 9日(金) 議会運営委員会 取組実績の説明、条文との比較資料の提示

会派での協議（条文との整合及び活動量の検証、評価意見）

9月28日(水) 議会運営委員会 各会派の協議結果をもとに意見交換

検証結果の委員長案の作成 [委員長・事務局]

10月 4日(火) 議会運営委員会 検証結果の委員長案の提示

会派での協議（委員長案に対する意見）

10月21日(金) 議会運営委員会 検証結果の最終確認

15

2 市民と議会のわがまちトークについて（実施状況）

13

【これまでの経過】

実施年	実施内容	参加者数
平成24年	各委員会の審査報告を行う議会報告会を実施（2回）	70人
平成25年	常任委員会単位で関係団体と意見交換会を実施（各委員会1回・計4回）	56人
平成27年	常任委員会単位で関係団体と意見交換会を実施（各委員会1回・計4回）	50人
平成28年	常任委員会単位で関係団体と意見交換会を実施（各委員会1回・計4回）	53人
平成29年	議員定数をテーマに市内各団体からの推薦者との意見交換会を実施（2回）	16人
平成30年	議会基本条例をテーマに参加者を募って意見交換会を実施（2回）	68人
令和元年	常任委員会単位で公募市民等との意見交換会を実施（各委員会1回・計4回） ※初めてワークショップ形式で実施	132人
令和2年	実施を見送り、翌年の実施に向けて方法等を検討	—
令和3年	議会としての実施を見送り、各委員会が必要に応じて関係団体と意見交換	—
令和4年	常任委員会単位で公募市民等との意見交換会を実施（各委員会1回・計4回）	101人

【令和5年度の実施計画】

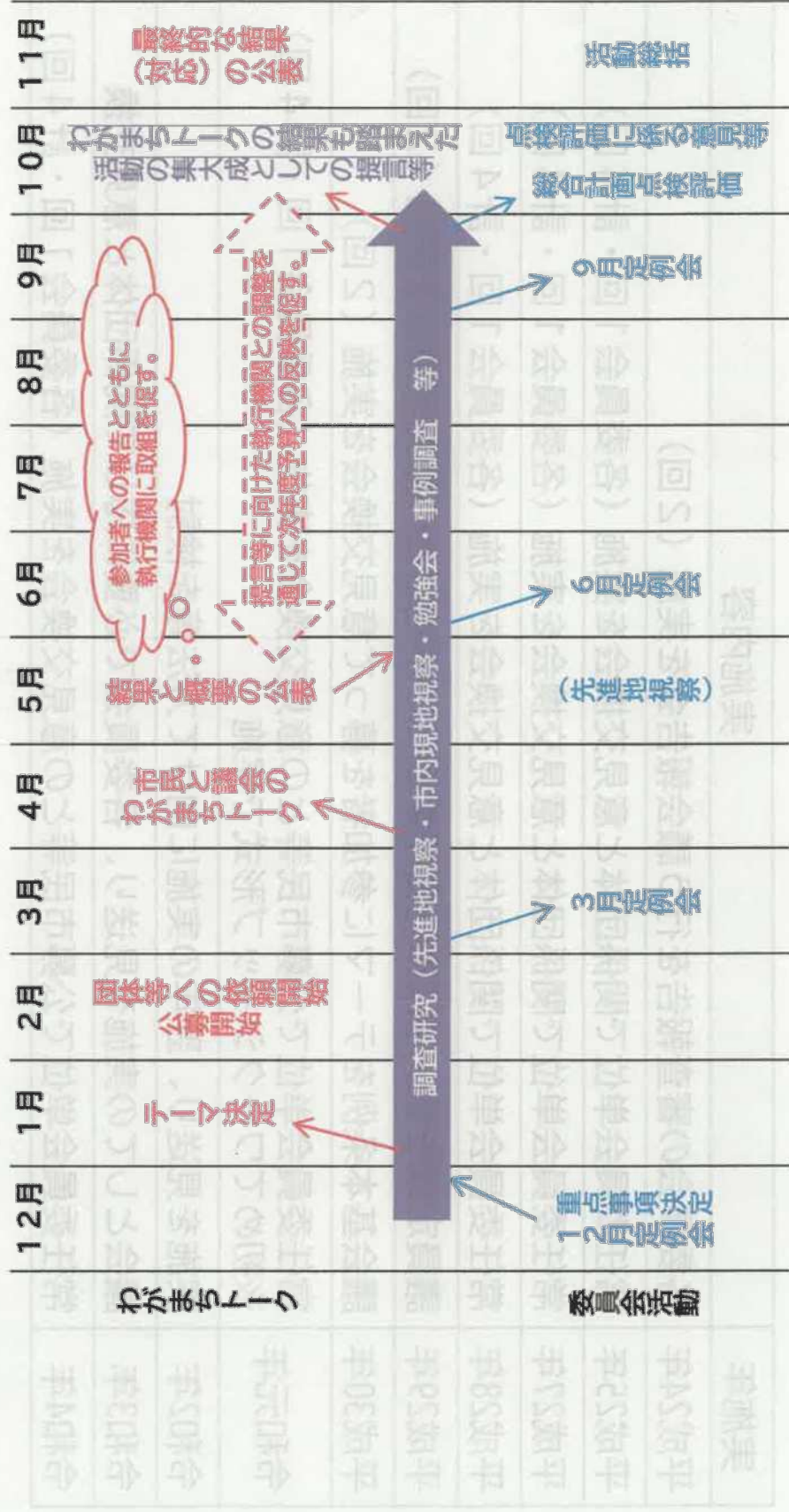
5 市民と議会のわがまちトークについて（実施状況）

14

2 市民と議会のわがまちトークについて（実施状況）

14

【委員会活動の年間サイクル】



15

2 市民と議会のわがまちトークについて（具体的な実施方法）

15

【実施内容】

項目	内容
テーマ	各常任委員会で「重点事項」に沿って決定
相手方	テーマに関連する団体及び公募市民
当日の流れ	1 開会挨拶・内容説明 … 5分程度 2 意見交換 … 70分程度 3 班発表（共有） … 各班3分程度 4 閉会挨拶 … 1分程度 議員1人と参加者4～5人でグループをつくり KJ法を用いたワークショップ形式で意見交換 （議員がファシリテーターとなって進行）
結果の取扱い	他の調査研究とあわせて政策提言に反映させる （どのように反映されたかは政策提言で）



はせ加藤ふたつ（U-10）

16

2 市民と議会のわがまちトークについて（成果と課題）

16

【ワークショップ形式のメリット】

- 話しやすい雰囲気がつくれる
- 参加者全員が発言できる
- 不平・不満や要望を聞く場になりにくい
- 上記の点から満足感が得られる

【課題等】

ファシリテーターとしてのスキルアップ

参加者の固定化（今後懸念される）

【今後必要と考えられる取組】

- ◇ 委員会間の調整の徹底（同じ団体を避けるなど）
- ◇ 募集・依頼方法の検討（一度参加した方は遠慮願うなど）

【令和元年の実施に当たってのトレーニング】

- ◇ 議会アドバイザーによる講義
- ◇ 議会活性化特別委員会委員による模擬実施
- ◇ 各常任委員会による模擬実施

【今後必要と考えられる取組】

- ◇ トレーニングの実施（テクニックの向上）
- ◇ 委員会による勉強会の強化（施策等の把握）

R 4 参加者アンケート（n=99）



グループ討議（意見交換）の評価



また参加したいか

12

【市への政策提言】

総務消防委員会「公共交通網の維持に向けた積極的な施策の展開」

- ① 本市の公共交通について考える場の積極的かつ計画的な創出
- ② バスやタクシーの乗務員不足に対する支援
- ③ 安心・安全で安定したサービスの提供に向けた取組に対する支援

産業建設委員会「農業の担い手確保のための環境づくり」

- ① 有害鳥獣被害防止対策の強化と災害に強い農地基盤整備
- ② 農業の担い手育成の強化
- ③ ICTを活用した「スマート農業」と「舞鶴農産物の魅力発信」の促進

福祉健康委員会「地域住民による高齢者の見守りと生活支援について」

- ① 老人クラブの活性化について
- ② 重層的支援体制の整備について

市民文教委員会「夢に向かって将来を切り拓く子どもを育成するための環境づくり」

- ① 家庭教育を支える仕組みづくりの推進
- ② 子育て支援組織の連携強化と相談体制の充実



【政策提言】 課題（検討事項）：提言内容への対応の確認

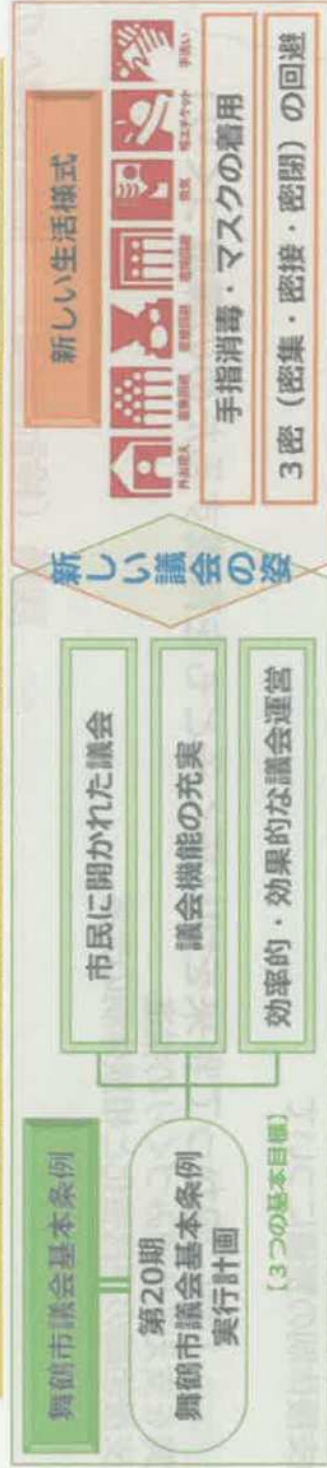
3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容）

18

舞鶴市議会

議会運営の新たな形、将来の姿を目指して

目的 ▶ 新しい生活様式の中で議会の役割や機能を充実・強化する「新しい議会の姿」を実現する



取組内容：ICTを活用した議会の「見える化」と「機能の強化・効率化」

議場の会議システム改修

議場の高所及び映像の制御システムを改修。

- ▶ 音声設備の更新による「聞き取りやすさ」の向上
- ▶ 映像設備の更新による「見やすさ」の向上
- ▶ 表示の機能充実による「分かりやすさ」の向上

9月定例会から運用開始

資料の取扱いに関する
わかりやすい一冊作成



オンライン会議の導入

機器等の整備と試行実験の段階を経て、委員会等での実施が可能となるよう条例等を改正。

- ▶ 議事堂への映像が困難な場合における実施
- ▶ 短時間の会議等での効果的な運用

6月定例会で条例を改正

実施に向けて検討中

委員会の映像配信（検討中）

「議会の見える化」をより一層推進するために、議案の詳細な審査を行っている常任委員会・特別委員会
のインターネット配信を検討中。

令和2年3月定例会から実施

会議室への入室制限等

3密を避けるために、傍聴者の入室を制限しているほか、手指消毒とマスク着用を徹底して運用。

- ▶ 傍聴者の入室は定員の50%
- ▶ 入室する者全員に対し手指消毒を義務化
- ▶ こまめに休憩して換気とマイクの消毒を実施

※ 公明党と無所属の議員は入室して、傍聴者の入室を制限していない。

オンライン会議による
議事堂の活用

オンライン会議による
議事堂の活用



オンラインによる視察

調査の一環として委員会による先進地視察をオンラインにより実施

令和3年5月から実施

【令和3年5月に公表した「新しい議会の姿」】

5 市民と議員の距離を近づける（町民と議員）

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容）

19

【背景】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式の実践が求められ、これまでもとは違った視点や考え方や考え方のもとで議会運営を行う必要がある、今後も考慮していく必要がある。
- こうした中においても、議会が担うべき役割や機能に変わりはなく、むしろ、充実・強化しなければ、市民の負託に応え、その役割を果たすことができないとの認識のもと、大きな転換点を迎えていると考えられる。



【目的】

新しい生活様式の中で議会の役割や機能を充実・強化する「新しい議会の姿」の実現

➔ ICTを活用した議会の「見える化」と「機能の強化・効率化」

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容）

50

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容）

20

オンラインによる視察

令和3年5月
から実施

調査活動の先進地視察をオンラインにより実施

- ◇ 委員会等のオンライン視察を17回実施したほか、会派の視察をオンラインで実施した例も複数



オンラインによる常任委員会の視察

オンライン会議の導入

令和3年6月から
運用開始

機器等の整備と試行実施の段階を経て、委員会等での実施が可能となるよう条例等を改正。

- 議事堂への参集が困難な場合における実施
- 短時間の会議等での効率的な運用

- ◇ 本会議を除く全ての会議においてオンライン開催・オンライン出席を可能としており多数の会議で実施
（一部の議員がオンライン出席した委員会は17回、そのほかの会議でもオンライン会議の例は多数）



参考人のオンライン出席

10

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容）

21

議場の会議システム改修

議場の音声及び映像の制御システムを改修。

- 音声設備の更新による「聞き取りやすさ」の向上
- 映像設備の更新による「見やすさ」の向上
- 表示の機能充実に伴う「分かりやすさ」の向上

令和3年9月定例会
から運用開始

- ◇ 令和3年9月：3人、12月：9人、令和4年3月：4人、6月：4人、9月：8人が資料を使って質問



資料を使った一般質問の配信映像

委員会の映像配信

「議会の見える化」をより一層推進するために、議案の詳細な審査を行っている**常任委員会・特別委員会**の**インターネット配信**を実施。

令和3年9月定例会
から配信開始

- ◇ 議案審査を行う常任委員会のほか、執行機関を交えた会議をライブと録画で配信



議案審査の常任委員会の配信映像

55

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（取組内容、成果と課題）

22

会議室への入室制限等

令和2年3月定例会
から実施

3密を避けるために、傍聴者の入室を制限しているほか、手指消毒とマスク着用を徹底して運用。

- 傍聴者の入室は定員の50%
- 入室する者全員に対し手指消毒を義務化
- こまめに休憩して換気とマイクの消毒を実施

※ 公開性と情報発信の効果を踏まえて、報道機関の入室制限は行わない。



傍聴席の椅子への張り紙



【効果に関する自己評価】

各取組は、役割や機能を発揮するために必要なもので、コロナ終息後も有効に活用していくことができる。

取組の1つ1つは大きなものではなくても、打ち出し方の工夫によって注目を集め、新聞報道等を通じて市民の皆様に理解され、関心が高まったものと考えられる。

対外的な評価も得られ、「舞鶴市議会は頑張っている」と市民の皆様様に伝えることができた。

議会改革度調査2021

全国総合

11 位

得点： 2467点／9550点
(全国平均：686.0点 最高点：3473点)

都道府県内総合順位

1 位

自治体規模内順位

8 位

機能強化

全国順位

3 位

都道府県内順位：

1 位

自治体規模内順位：

2 位

舞鶴市議会

「新しい議会」を推進へ

山本議員 オンライン参加など

舞鶴市議会の山本議員は、昨年度から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。

山本議員は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。

山本議員は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。



「新しい議会の姿」について説明する山本議員（左）と山本議員（右）

山本議員は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。

山本議員は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。

舞鶴市議会が「ICT化推進」を推進

舞鶴市議会は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。

舞鶴市議会は、昨年度から、議会の開催形態をオンライン参加などに変更し、議員の負担軽減を図るとともに、市民の参加を促進する取り組みを進めている。



「新しい議会の姿」について説明する山本議員（左）と山本議員（右）

3 「新しい議会の姿」を目指す取組（成果と課題）

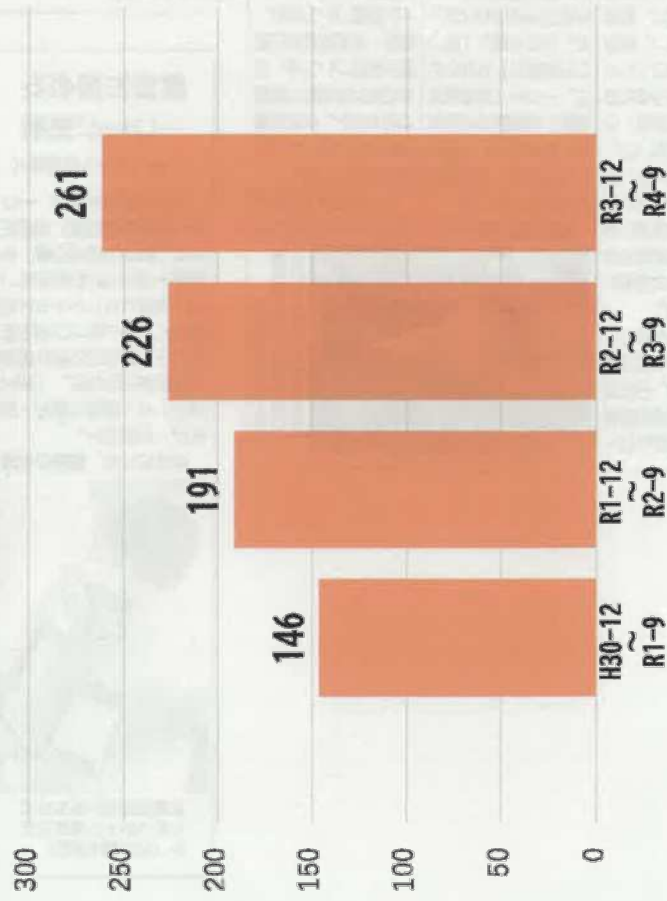
24

【本会議・委員会の映像配信の状況】

本会議 = 期間中の定例会における本会議の動画の総再生回数 ÷ 当該動画の本数
委員会 = 定例会において議案審査を行った委員会の動画の総再生回数 ÷ 当該動画の本数

<本会議>

動画1本当たりの再生回数 (令和4年10月17日時点)



<委員会>

動画1本当たりの再生回数 (令和4年10月17日時点)



西条市議会議会活性化特別委員会視察 出席者名簿（舞鶴市）

所 属	役 職	氏 名	備 考
舞鶴市議会	議 長	うえ ぼ かずゆき 上 羽 和 幸	
	副 議 長	きつ づき りゅうじ 肝 付 隆 治	
	議会運営委員会 委員長	いま にし かつ み 今 西 克 己	
舞鶴市議会事務局	局 長	かわ しょう ひろし 川 崎 弘 史	
同事務局総務課	課 長	ひ ぐち きやうり 樋 口 佐 由 理	
	議事係長	たか だ けんじ 高 田 健 二	
	調査係長	たなか きさる 田 中 哲	

「舞鶴市議会基本条例」及び
「第 20 期舞鶴市議会基本条例実行計画」
(令和 2 年 12 月～令和 4 年 10 月)

検証結果

令和 4 年 10 月

舞鶴市議会

- CONTENTS -

検証結果の概要	1
検証方法等	2
検証結果の総評	2
各条文の検証結果（内容は別紙）	4
各取組の検討課題等	4

[別紙]

基本条例と実行計画の比較検証（各条文の検証結果）	6
--------------------------	---

[添付資料]

実行計画に対する実績等（令和2年12月～令和4年10月）

舞鶴市議会基本条例（平成30年10月7日制定）

第20期舞鶴市議会基本条例実行計画（平成30年12月26日策定）

検証結果の概要

【検証の趣旨】

平成 30 年 10 月に議会基本条例を制定し、議会活性化の取組を積極的に推進してきました。その中で、議会の取組実績を踏まえ、実行計画の実績を評価検証するとともに、基本条例の目的や方向性と照らし合わせることで、議会の「見える化」及びその責任と役割を明確化するものです。

◆ 検証内容

- 実行計画の取組実績と基本条例を確認し、整合性や活動量を検証
- 会派で検証作業を実施し、その結果を議会運営委員会で集約
- 結果は点数や等級ではなく評価点と反省点のコメントで整理

◆ 検証結果

☞ 整合性に問題なし

第 20 期実行計画に係る取組は、計画期間前半に検討した内容の継続や検証も含めて順次検討を進め、議会基本条例の条文に照らして、その整合性には問題ないとの結論を出した。

☞ さらなる充実に向けた検討の余地あり

活動量や取組方法の工夫などにより、さらに充実させる余地があるものと考えられることから、次期においては、今期の計画全体を再度見直した上で、舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる 3 つの基本目標の具現化を目指す新たな実行計画を策定するものとする。

◆ 検証結果の反映

- ☞ 現時点で条例や実行計画の見直しは不要
- ☞ 個別の取組に係る検討課題等を来期（第 21 期）に申し送る

舞鶴市議会基本条例と第 20 期実行計画の検証

令和 4 年 10 月
議会運営委員会

舞鶴市議会基本条例第 25 条の規定に基づき、議会活動に関する検証を行い、その結果を取りまとめた。

今後の取組に反映させるとともに、より良い議会を目指し、市民の負託に応える活動を行っていくものとする。

1 検証方法等

(1) 検証方法

第 20 期実行計画（舞鶴市議会基本条例第 24 条の規定に基づく「具体的な取組に関する計画」）に定める取組の実施状況と条文との整合性や活動量を評価

(2) 対象期間

令和 2 年 12 月～令和 4 年 10 月

(3) 検証手順

- ① 議会運営委員会において、第 20 期実行計画の取組状況を確認
- ② 各会派において、取組の実施状況と条文との整合性や活動量について協議
- ③ 議会運営委員会において、各会派の協議結果について意見交換（会派に所属しない議員の意見も聴取）
- ④ 議会運営委員会において、検証結果としての評価意見を取りまとめ

2 検証結果の総評

第 20 期実行計画に定める取組は、計画期間前半の 2 年間で、順次検討が進められており、今回の対象である後半 2 年間は、前半から継続した取組が多かったものの、議会基本条例の条文に照らして、その整合性は問題ないものと認められる。

しかしながら、活動量のほか、取組方法の工夫などにより、さらに充実させる余地があるものと考えられることから、今後の課題として十分な検討が必要である。

舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる 3 つの基本目標に対する評価は、以下のとおり。

(1) 市民に開かれた議会

前半2年間に引き続き、ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開してきたほか、新たに委員会の映像配信や動画による活動報告を開始し、議会の「見える化」をさらに促進できたものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、感染対策に配慮しながら「市民と議会のわがまちトーク」を実施し、政策提言につなげることができた。

一方で、広聴機能については、さらなる充実を図る必要があり、また、発信する情報の量や手段が増える中、ホームページやFMまいづるを活用した情報発信などは、継続的に実施しているものの、その方法等については、工夫の余地があるとする。

主な取組・成果

- Facebook のフォロワー数 415 [R4.9.30 現在]
＜2年間で194%増＞
- YouTube のチャンネル登録者数 281 [R4.9.30 現在]
＜2年間で253%増＞
- ホームページ総アクセス数 96,737 [R2.10.1～R4.9.30]
＜任期前半2年間に比べ157%増＞

(2) 議会機能の充実

4 常任委員会が、重点事項に関する調査研究（先進地視察、市内現地視察、関係団体や市民との意見交換等）を通じて政策提言を取りまとめ、市長に提出したほか、第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出するなど、政策に関与する機能を発揮しているものとする。

また、有識者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら議論するとともに、多くの議員研修会の機会を創出し、議員個々からの研修報告（所感）も共有して議員力の向上を図ったほか、議案審査の在り方を見直すなど、チェック機能の充実にも取り組んだ。

しかしながら、通年議会や政策条例の検証など、議論が継続している事項もあるほか、さらなる充実に向けて議論する余地がある事項もあるため、今後も引き続き積極的に検討していくが必要である。

主な取組・成果

- 市への政策提言 21 項目（2年間合計）
- 国に対する意見書の提出 9 件（2年間合計）
- 議員研修会 9 回（2年間合計）

(3) 効率的・効果的な議会運営

有識者の講演、市民との意見交換会、議員全員での議員間討議、議会活性化特別委員会における協議、会派における協議、舞鶴市特別職報酬等審議会への諮問など、多くの手法により検討し、結論を整理した。

また、新型コロナウイルス感染症を含めた災害時のみならず、必要に応じてオンライン会議が開催できる制度と体制の構築のほか、タブレット端末の導入などにより、効率的・効果的な議会運営を促進した。

さらには、議会におけるコロナ対応を随時整理し、必要に応じて議会本部会議を開催するなど迅速に対応するとともに、様々な想定の下で防災訓練や情報伝達訓練を繰り返し、議会における危機管理に関する意識の醸成と、いざという時に機能する仕組みの維持・発展に取り組んだ。

主な取組・成果

- 議員の定数及び報酬の検討（定数は1減、報酬は現行どおり）
- オンライン会議の運用開始
- 防災訓練（地震・大雨・火災想定）の実施 10回（2年間合計）

3 各条文の検証結果

別紙のとおり

4 各取組の検討課題等

(1) 効果的な情報発信の検討

- ・ YouTubeチャンネルの登録者数増加と有効活用の取組を検討するべき
- ・ Facebookの投稿内容や投稿の迅速化について検討するべき
- ・ 媒体に応じた役割分担、ターゲットなどの広報戦略を検討するべき

(2) 市民の意見を反映させる仕組みの検討（広聴機能の強化）

- ・ 議会モニターや議会報告会なども含め、手法の多様化を検討するべき

(3) ホームページによる情報発信

- ・ 見やすいものとする工夫について検討するべき

(4) 本会議・委員会の映像配信

- ・ 執行機関側を映すなど、映像の工夫について検討するべき
- ・ 配信映像への字幕や手話通訳の挿入などを検討するべき

(5) 所信表明の推進

- ・ 所信表明の公開や質疑の実施について検討するべき

(6) 議員間討議の検討

- ・ 議案の審査も含め、効果的な活用場面について検討するべき

- (7) 議員力の向上
 - ・ 研修会等における各議員の所感の共有について検討するべき
- (8) 議会図書室の充実
 - ・ スペースや機能を含め、議会図書室の在り方から検討するべき
- (9) 代表質問・一般質問の活用
 - ・ あらためて質問時間や反問権について検討するべき
- (10) 委員等の任期の検討
 - ・ 専門性や政策提言を見据え、あらためて委員の任期を検討するべき
- (11) 政策条例の提案
 - ・ 条例の立案に向けたサポート体制について検討するべき
- (12) 会議のあり方の検討
 - ・ 予算決算委員会の在り方について検討するべき
- (13) 会派のあり方の検討
 - ・ あらためて会派構成人数の在り方について検討するべき
- (14) 議会における危機管理の検討
 - ・ 災害時における議員の役割の明確化について検討するべき
- (15) 予算要望の検討
 - ・ 議会活性化の経費も含め、必要な予算の確保について検討するべき
- (16) 他市との交流・連携の促進
 - ・ 行政の広域連携に対応した議会の連携について検討するべき
- (17) 市長等と議会との関係
 - ・ 議事機関としての役割の再認識とそれを踏まえた取組を検討するべき

議会基本条例と実行計画の比較検証

【検証の対象とする基本条例の条文】

(議会の活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

【条文に関連する実行計画の取組】

取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
FMまいづるを活用した情報発信	No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	No.2	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
議案や会議資料の公開	No.8	
本会議の映像配信	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
委員会の映像配信	No.11	
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
通年議会の検討	No.23	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
政策提言に向けた委員会活動	No.36	
会議のあり方の検討	No.39	
先例集等の見直し	No.41	
I C Tの活用	No.42	
議選監査委員のあり方の検討	No.49	

【検証意見】

コロナ禍の中、令和4年には、「市民と議会のわがまちトーク」を開催することができ、市民意見を踏まえた政策提言という形で市政に反映することができた。また、情報の積極的な公開や発信の面では、委員会の映像配信の開始等により充実が図られた。

FM放送やホームページによる情報発信など、個別の取組には工夫の余地があり、不断の議会改革に努める意味でも、継続的な検討が必要である。

【検証の対象とする基本条例の条文】

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努めること。
- (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

【条文に関連する実行計画の取組】

取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員間討議の検討	No.17	
議員力の向上	No.20	

【検証意見】

議員間討議については、委員会における意見調整の場面で実施しているが、議案審査における議員間討議も含めて、さらに積極的な活用に向けて検討していく必要がある。

議会としての研修の場は、多く設定することができた。これに加え、各個人による研鑽も必要である。

【検証の対象とする基本条例の条文】

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

【条文に関連する実行計画の取組】

取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
所信表明の推進	No.14	

【検証意見】

議会運営委員会とともに、積極的に議論を進め、議会の活性化が図られた。

中立で公平な議会運営については、十分ではなかったとの意見と、中立で公平な議会運営がなされていたとの意見が出されており、今後も多くの理解が得られるよう努める必要がある。

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会派)		
第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。		
2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。		
(1) 議員の活動を支援すること。		
(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。		
(3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議員力の向上	No.20	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
会派のあり方の検討	No.43	
【検証意見】		
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な調査研究活動は困難であったが、会派内での協議を通じて、円滑かつ効率的な議会運営が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(災害時の対応)		
第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。		
2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議会における危機管理の検討	No.46	
【検証意見】		
状況に応じて新型コロナウイルス感染症に関する危機管理体制を協議し、対応したほか、特別委員会を設置して調査を行い、市や国などへ意見・要望を発出するなど、的確な対応が図られた。		
また、様々な想定による訓練を重ねて行い、災害時の対応の充実が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会議の公開等)		
第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)等を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
本会議の映像配信	No.9	
委員会の映像配信	No.11	
【検証意見】		
コロナ禍においても、感染対策に配慮した傍聴環境を整えた。また、委員会の映像配信を開始したほか、議場の音響設備改修や本会議映像の最適化などにより、公開性の担保とともに、見やすさ、聞きやすさの向上が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(広報及び広聴の充実)		
第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
FMまいづるを活用した情報発信	No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	No.2	
効果的な情報発信の検討	No.3	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
議案や会議資料の公開	No.8	
本会議の映像配信	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
委員会の映像配信	No.11	
活動記録のあり方・見せ方の検討	No.12	
I C Tの活用	No.42	
【検証意見】		
ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開し、新たに動画による活動報告を開始するなど、広報の充実に努めたが、情報量の増加に伴い、ホームページの見やすさの向上や、情報発信の媒体に応じた役割分担などを検討する必要がある。 また、広聴機能の充実については、今後も多様な取組の検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市民の参画)		
第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。		
2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。		
3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
参考人制度の活用	No.18	
【検証意見】		
「市民と議会のわがまちトーク」や委員会単位での団体等との意見交換会により、市民との意見交換の機会が確保されたが、このほかにも、意見交換の場の充実に向けて検討していくことは必要である。		
また、参考人制度の活用や請願者の説明機会の設定などは継続的に実施しており、市民参画の機会が確保された。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市長等と議会との関係の基本原則)		
第11条 議会は、二代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
附帯決議の活用	No.19	
【検証意見】		
適切な緊張関係の保持に努めているものの、議事機関としての役割が果たせるよう認識を深めるとともに、取組を検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(質疑及び質問)		
第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。		
2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
代表質問・一般質問の活用	6-No.22	
議案審議のあり方の検討	6-No.24	
【検証意見】		
質問力向上のための研修を行ったほか、質問形式や発言通告の見直しなども行い、代表質問・一般質問が積極的に活用された。		
委員会における質疑の進め方を見直し、充実が図られた。		
今後も、市民に分かりやすいものとするための取組は、検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(専門的知見の活用)		
第16条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議員力の向上	No.20	
【検証意見】		
一般質問を研究する学識経験者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら検討を進めたほか、図書館や公共交通に関する学識経験者を招いて講演会を行うなど、専門的知見を活用した議会機能及び政策立案機能等の強化が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(交流及び連携の推進)		
第17条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
他市との交流・連携の促進	No.50	
【検証意見】		
コロナ禍により交流機会は減少したが、オンラインによる視察のほか、近隣市議会の研修会へ積極的に参加し、交流が図られた。 連携に発展させるためにも、今後の更なる取組を検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(委員会の活動)		
第18条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。		
2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。		
3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)に定めるところによる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
委員等の任期の検討	No.25	
委員会視察の反映	No.26	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
政策提言に向けた委員会活動	No.36	
委員会の活動計画の策定	No.37	
会議のあり方の検討	No.39	
【検証意見】		
コロナ禍により、十分な調査研究は困難であったが、オンラインによる視察等の調査研究や委員間での議論を重ね、政策提言につなげるなど、活動計画に定める重点事項に沿った活動を行ったほか、議案審査において、質疑を細分化し、市民に分かりやすい議論とするなど、適切な運営が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会事務局の体制整備)		
第 20 条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議会事務局の機能強化	No.32	
【検証意見】		
研修会などにより、事務局機能の強化が図られた。 議会の取組を維持・発展させていくためには、議会事務局の機能や体制の充実が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会図書室の充実等)		
第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議会図書室の充実	No.21	
【検証意見】		
議会報編集部会の選書による蔵書の充実など、適正な管理運営が行われたが、機能の充実に向けては、更なる取組の検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(予算の確保) 第 22 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
委員会の活動計画の策定	No.37	
予算要望の検討	No.50	
【検証意見】		
予算作業部会による検討などにより、必要な予算の確保が図られた。 議会活性化のための経費も含め、議事機関として必要な取組に要する予算の確保が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
第 23 条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年条例第 22 号)に定めるところによる。 2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員の定数及び報酬の検討	No.40	
【検証意見】		
市を取り巻く現状、将来予測など資料のほか、学識経験者による助言や市民との意見交換会、また、舞鶴市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえて議員間で議論を重ね、結論が出されたことは、条文に沿った必要かつ十分な取組であった。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の確実な履行) 第24条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
なし	—	
【検証意見】		
実行計画に基づいて適切かつ確実に活動が実行された。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の見直し) 第25条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議会基本条例の検証	No.15	
【検証意見】		
活動実績と条文との比較検証を行い、条例の見直しについて検討が行われた。		

4月11日（火）

特 定 調 査 事 項

三重県四日市市議会

1 議会改革の取組について

- （１）これまでの取組について
- （２）議会基本条例の検証に関する取組について
- （３）成果と今後の課題について

2 決算・予算政策サイクルについて

- （１）実施状況について
- （２）具体的な実施方法について
- （３）成果と今後の課題について

3 住民参画及び情報共有について

- （１）これまでの取組について
- （２）成果と今後の課題について

三重県四日市市

R5. 4. 11 (火)





四日市市の概要②

(四日市市のあらまし P1~P12)

四日市市の基本データ

- ・市制施行 明治30年 8 月 1 日 [全国45番目の市]
- ・面積 206.50km² [山手線の内側の約 3 倍]
- ・人口 308,752人 (R5.4.1現在) [三重県内の市町では一番]
- ・令和 5 年度当初予算 (一般会計) 1,299億円

3

四日市市の概要③

(四日市市のあらまし P1~P12)

■四日市萬古焼



■伊勢茶 (かぶせ茶)



■大矢知手延素麺



4

議員定数

(四日市市のあらまし P13)

- 条例定数 34人 (現員数 34人)

日付	議員定数	備考
2003(平成15)年5月1日	36人	
2005(平成17)年2月7日	52人	※楠町との合併に伴う在任特例による
2007(平成19)年5月1日	36人	※合併後最初に行う市議会議員の一般選挙における定数は、合併前の36人とする
2015(平成27)年5月1日	34人	※議員定数を36人から

5

四日市市議会の概要①

(四日市市のあらまし P13から)

会派構成 (令和4年5月17日現在)

政友クラブ	新国創志会	フォーチャ 四日市	公明党	市民 eyes	青雲会	無所属
9	6	6	5	3	3	2

党派別議員構成 (令和元年5月1日現在)

公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	無所属
5	2	1	4	22

当選回数別議員数

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回～12回	13回
6	7	7	4	2	1	3	3	0	1

年齢別議員数 平均年齢59.4歳(令和4年5月17日現在)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
0	1	6	10	12	5

6

四日市市議会の概要②

(四日市市のあらまし P13)

常任委員会 定数 (任期 原則2年：令和3年5月17日～)

総務 8人

教育民生 9人

産業生活 9人

都市・環境 8人

予算 33人 (議長を除く)

決算 31人 (議長及び議会選出監査委員2人を除く)

議会運営委員会 11人 (任期1年)

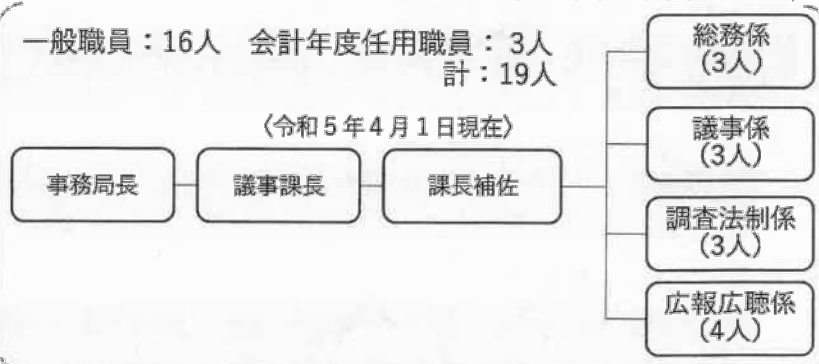
7

議会事務局の機構

(四日市市のあらまし P15)

一般職員：16人 会計年度任用職員：3人
計：19人

〈令和5年4月1日現在〉



平成13年度 法制担当職員を1人配置調査係を調査法制係に改組

平成17年度 調査法制係を2係に分割「調査法制係」、「広報広聴係」に改組

平成25年度 議会基本条例施行の事務量増への対応のため調査法制係1人増員

令和4年度 業務平準化のため、議事係を1人減員し、総務係を1人増員

8

四日市市議会基本条例 について

9

四日市市議会基本条例

(四日市市議会の改革について P1～P5)

特 徴

～基本方針の三本柱～

- 市民との情報共有 (第20条～第23条)
議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める
- 市民参加の推進 (第24条～第26条)
議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する
- 議員間討議の活性化 (第27条～第31条)
議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う

10

議会基本条例による新たな取り組み

(四日市市議会の改革について P4～P5)

平成23年5月～

- 通年議会 (第9条)
定例会を年1回とし、会期を通年とします。
- 反問権 (第13条)
本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議員への反問(逆質問)を可能とします。
- 文書質問 (第16条)
文書により執行部に対して質問を行うことを可能としています。

11

通年議会 (第9条) ①

(四日市市議会の改革について P4～P5)

定例会を年1回とし、会期を通年に

- ・ 5月中旬～翌年4月末までの1年を通して議会が開会
- ・ 休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる。

開会議会・・・定例会の招集により、最初を開く会議

定例月議会・・・6月、8月、11月、2月に定例的に開く会議

緊急議会・・・定例月議会以外に緊急に必要なが生じた際を開く会議

閉会議会・・・閉会に際し、必要に応じて開く会議

議会期間・・・上記の議会の開催する期間(これまでの会期)

12

開催イメージ

(四日市市議会の改革について P4～P5)

★…休会中または閉会中の常任委員会開催イメージ

13

(四日市市議会の改革についてP5)

本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、
論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

条例第13条に規定する反問権に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。

14

文書質問（第16条）

（四日市市議会の改革について P5）

●四日市市議会基本条例 第16条

第16条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。

3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならない。

	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
件数	4件	0件	0件	6件	7件	3件
質問議員数	3人	0人	0人	3人	3人	3人

四日市市議会基本条例運用規程

（文書質問）

第12条 条例第16条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書（別記様式第1号）においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。
- (2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。
- (3) 四日市市情報公開条例（平成12年条例第63号）第7条第2項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。
- (4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書（別記様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。
- (5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。
- (6) 議長は、第4号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。
- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。
- (8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会ホームページ等で公開することとする。
- (9) 議会は、文書質問に当たっては、大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。
- (10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。

四日市市議会

これまでの 主な取り組みについて

17

議会改革 主な取り組み①

平成 9年	6月	委員会審査の公開
	12月	市議会ホームページの開設
10年	3月	本会議のテレビ放映の実施
12年	5月	正副議長選における立候補制の導入
	8月	市政活性化推進等議員懇談会の設置
16年	11月	市議会モニターの設置
17年		市政活性化推進等議員懇談会を 議員政策研究会に改組
18年	11月	シティ・ミーティングを初開催
23年	5月	四日市市議会基本条例を施行 (通年議会、文書質問等を規定)
23年	10月	議会報告会の開催
24年	12月	議長の定例記者会見を開始

18

議会改革 主な取り組み②

平成26年	8月	議案に対する意見募集の開始
27年	10月	議員一人1台タブレット端末の貸与開始
28年	2月	本会議場に大型スクリーン、採決システム導入
29年	4月	政務活動費を後払い方式に変更
31年	1月	第1回の高校生議会を開催
31年	3月	常任委員会の委員任期を2年とする
令和元年	9月	次年度予算編成に向けた市長への提言を提出
3年	3月	オンラインによる委員会開催を可能とするための市議会委員会条例を一部改正
5年	11月	出前方式での意見交換会「ワイ！ワイ！G I K A I」を開催

19

市民との情報共有

20

議会広報①

(四日市市議会の改革について P6～P7)

1. よっかいち市議会だより

- ・ 開会議会・定例会議会・緊急議会の開催ごと
- ・ 基本的に年5回（開会議会1回、定例会議会4回）
- ・ 市内全世帯に配布（約146,500部）
- ・ 表紙を段階的にリニューアル（平成31年2月定例会議会号～）

2. 市議会ホームページ

- ・ 平成9年12月に開設

3. 本会議のテレビ放映

- ・ 平成9年度から実施
- ・ 代表質問・一般質問を地元ケーブルテレビで放映

21

よっかいち市議会だよりの リニューアル(1)



22

よっかいち市議会だよりの リニューアル(2)

令和4年6月定例会議会号
特集「市議会ってどんなところ？」

見開き2ページの特集記事



23

よっかいち市議会だよりの リニューアル(3)

～市内高校生との紙面づくり～
〈令和4年11月定例会議会号〉

表紙



裏面



24

よっかいち市議会だより 「#こども号」の発行

～市内の全ての小・中学生に配付～
〈令和4年7月に初めて発行〉



25

議会広報②

(四日市市議会の改革について P7～8)

○インターネットによる映像の配信

【本会議】

録画配信・・・H18.12～ 生中継・・・H23.5～

配信対象・・・本会議における議事全てと正副議長
立候補者の所信表明演説会

【委員会】

平成25年6月定例月議会から無料の動画配信サービス
を活用し、ライブ中継・録画配信を開始

○議長の定例記者会見

各定例月議会の終了後、議会の内容について議長、副議長に
よる記者会見を行う。

【平成24年度～】

26

大型スクリーン・電子採決システムの設置

(四日市市議会の改革について P8)

(150インチ)



【H28.2～】

各議員の表決態度が一目でわかる

採決結果	
総数	32
賛成	14
反対	18

採決結果	
賛成	14
反対	18

SNSによる情報発信

(四日市市議会の改革について P8)

(H28.4～)facebook

(R2.4～) Twitter

(R4.4～) LINE

Instagram



四日市市議会 @City4... 2022/06/30
7月1日で6月定例会議の全日事が終了し、森原市長、石川善己副議長による定例記者会見を行いました。今定例会議の審議結果の報告のほか、特別委員会の設置、7月4日に予定している議会報告会、市議会だより「こども号」についての案内も行いました。

四日市市議会 四日市市議会 記者会



市民参加の促進

29

市議会モニター制度①

(四日市市議会の改革について P8～P9)

(平成16年11月設置)

- ・ 市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言等を広く聴取し、市議会の運営等に反映させることにより、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進する
- ・ 本会議、委員会を傍聴し、会議運営等に関する意見や市議会だより、ホームページに関する意見を提出してもらう
- ・ 議員との意見交換会を行う
- ・ 無報酬
(ただし、年度末に記念品を贈呈)



30

市議会モニター制度②

(四日市市議会の改革について P8～P9)

・平成24年度からは公募も実施

市議会だよりでの
令和4年度募集案内

令和3年11月議会の議決書

市議会モニターをやってみませんか？

令和4年度の市議会モニターを募集します。市議会モニターの活動内容や応募方法は以下のとおりです。
この冊をお待ちしています。

市議会モニターとは？
市議会が市のルール（条例等）や予算・決算などについて審議、監視しており、議決で決まったことは市民生活にさまざまな形で反映されています。しかし、市議会のことや仕組みがわからないと感じている方も多いのではないでしょうか。
そこで、西日市市議会では市民との情報共有や市民参加の推進を掲げ、さまざまな取り組みを行ってまいりました。市議会モニター制度もその一つで、モニターの方々から議会に関する意見を聞き取り、市民の皆さんにとって身近で分かりやすい議会運営となるよう、これまで活動を行ってまいりました。

市議会モニターへの応募方法
市議会の会場の様子も見ていただき、「どうすれば市民の皆さんでできるか」という観点など、幅広くご意見をいただきます。いただいたご意見を参考にさせていただきます。
また、新緑会や意見交換会（縦断はぐやう）を開催したり、

Q&A
Q 平日は仕事があるので、なかなか参加に行くことができません。
A 本会議、委員会ともにインターネットやライブ・録画を行っています。詳しい説明やビデオも動画でご覧いただけますので、見たいことがあればご意見をください。
Q 議決のことやよく分からないので不安です。
A 専門的な知識は必要ありません。詳細はご説明しますので、ご安心ください。
Q どのような意見を出せばよいのか分かりません。
A どのような意見も必要ありません。何かあったことがあれば、お気軽にご連絡ください。過去には、『議決の仕組みを簡単にしたい方がいい』と『議決によりはQ&Aコードを置いた方がいい』といったご意見をいただきました。その後、実際に改善につながった事例もあります。

CTV

市議会モニターは、CTVで生中継や録画を行っています。

31

シティ・ミーティングの開催

(四日市市議会の改革について P9～P11)

- 平成18年度：一般市民
- 平成19年度：四日市大学・四日市看護医療大学の学生
- 平成20年度：専門高校の学生・商工会議所会員
- 平成21年度：普通科の高校生・青年会議所会員
- 平成22年度：一般市民
- 平成29年度：市制120周年記念 シティ・ミーティング

平成30年1月21日（日）に
議会報告会と合わせて開催



32

議会報告会の開催①

(四日市市議会の改革について P11～P12)

議会基本条例の3本柱の一つ「市民との情報共有」を進めるため平成23年9月定例会から開催

第1部：議会報告会

第2部：シティ・ミーティング

(4常任委員会ごとに

4会場で実施)

地区市民センター
での開催の様子



33

議会報告会の開催②

(四日市市議会の改革について P11～P12)

市内ショッピングセンターでの開催の様子



H31.3 都市・環境常任委員会
日永コーポレーションセンター

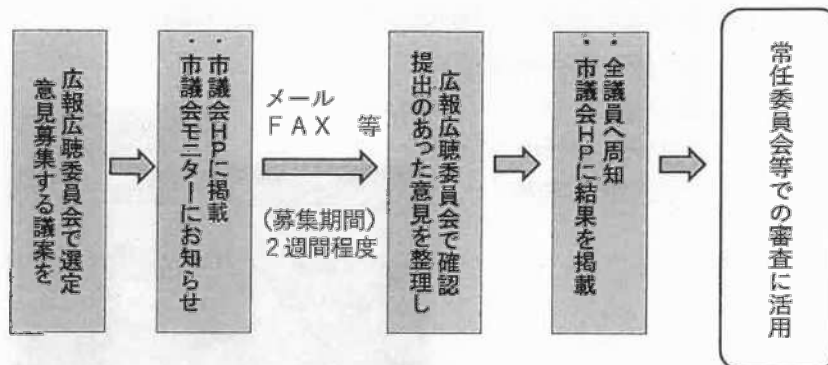


R1.7 産業生活常任委員会
アスカ四日市

34

各定例月議会における 議案に対する意見募集

(四日市市議会の改革について P12)



35

高校生議会の開催①

(四日市市議会の改革について P13～P14)

(平成30年度から開催)

三重県北勢地区の高校生に参加を募集

〈参加者〉平成30年度… 9校28名
令和元年度… 10校26名
令和2年度… 9校32名(コロナにより書面開催)

○令和4年度は11校29名の参加で1月21日に開催

《テーマ》

「映え観光スポットを増やしてまちづくり」

「いじめについて考える」・「つくろう!『子育てしやすいまち』」

➡ 高校生がつくった3つの意見書を常任委員会
の事項で取り上げました

36

高校生議会の開催②

(四日市市議会の改革について P13~P14)

四日市市議会青年議員会

高校生の熱い議論を意見書にまとめ議長に提出

令和元年度、四日市市議会改革の議論が盛り込まれた。高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。

高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。

高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。

高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。高校生議員の熱い議論が、市議会改革の議論に盛り込まれた。

令和元年度の開催の様子
(市議会だよりから)



37

出前型意見交換会

「ワイ！ワイ！GIKAI」開催

<令和4年度初開催>

各常任委員会が、地域の高校・大学に出向いて
テーマをもとに意見交換会を開催



R4.11初開催
の様子

38

議員間討議の活性化

39

市政活性化推進等議員懇談会（しかつこん市活懇） （四日市市議会の改革について P15）

市行政を取り巻く様々な課題について、執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として設置

議員が提出を予定している議案（主に条例議案）について、事前に議員間の調整を行う場としても活用

【平成12年度設置】

（取り上げた項目）

構成員：全議員

- ・ 地方分権の推進における地方議会について
- ・ 地方自治法第96条第2項について
- ・ 市長専決処分事項の指定について
- ・ 議員提案による条例案について

位置付け：議長の

諮問機関

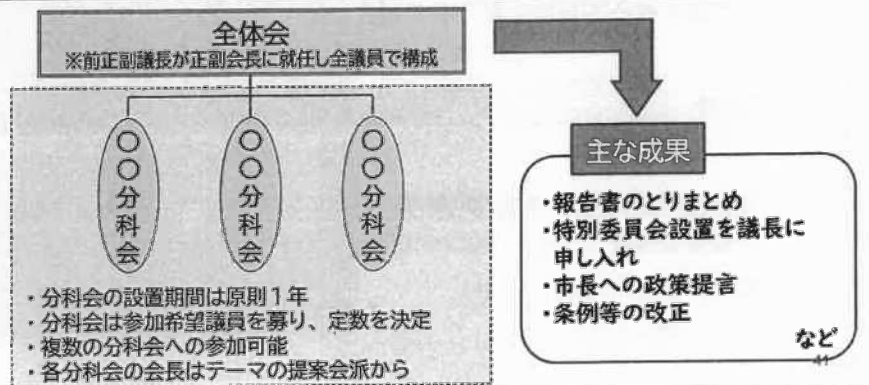

議員政策研究会に改編

40

議員政策研究会

(四日市市議会の改革について P15～P16)

全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するため、市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置【平成17年度～】
設置については、毎年度当初に各会派等にテーマを募って調査研究を行うテーマを全体会で決め、分科会を設置



条例制定につながった例

⇒ 条例制定までの流れ

議員政策研究会分科会

特別委員会

条例制定

○議員政策研究会 スポーツ政策分科会〔12名〕(H24.10～H26.6)

※条例制定の必要性を議論

○議員政策研究会 スポーツ振興条例分科会〔9名〕(H27.10～H28.1)

※条例の骨子素案を検討

⇒ スポーツ振興条例調査特別委員会〔13名〕(H28.5～H28.12)

※条例の具体的内容を検討

⇒ 四日市市みんなのスポーツ応援条例 H28.12制定(議員提案)

○議員政策研究会 防災対策分科会〔9名〕(H28.8～H29.3)

※条例制定の必要性を議論

⇒ 防災対策条例調査特別委員会〔13名〕(H29.5～H30.12)

※条例の具体的内容を検討

⇒ 四日市市防災対策条例 H30.12制定(議員提案)

市長へ政策提言を行った例

○議員政策研究会 新しい図書館を考える分科会

(22名) (H27.10～H28.4)

➡ 新しい図書館構想に向けた提言

○議員政策研究会 人も動物も安心して暮らせる四日市を考える分科会

(9名) (R1.8～R2.5)

➡ 人も動物も安心して暮らせる
共生社会に向けた“7つの施策”
(提言)



○議員政策研究会 未就学児教育・保育分科会 (17名) (R1.8～R2.8)

➡ 未就学児教育・保育に
関する提言



43

条例改正を行った例

➡ 条例改正までの流れ

議員政策研究会分科会

条例改正

○議員政策研究会 既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制

緩和を目指す分科会 (18名) (H26.7～H27.2)

※規制緩和のための条例改正の必要性を議論

➡ 開発許可等に関する条例 H27.3一部改正 (議員提案)

44

議員政策研究会分科会

～ 令和3年度～

分科会名	定数
市民協働促進のための基金制度についての分科会	6名
カーボンオフセット関係事業分科会	10名

～ 令和4年度～

研究項目	定数
こども政策の新たな推進に関する調査・検討分科会	9名
里山を守る分科会	12名
終活サポート制度検討分科会	8名

※「労働者協働組合法について」は全体会で調査研究を実施

45

議員提案による政策条例制定・改正への取り組み (四日市市議会の改革について P16～P17)

主な議員提案条例

平成12年	9月	情報公開条例の全部改正
13年	3月	議決すべき事件を定める条例の制定 市長専決処分の指定についての一部改正
14年	3月	議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定
17年	1月	市民自治基本条例（理念条例）の制定
23年	3月	議会基本条例の制定
24年	3月	議会における参考人の実費弁償に関する条例の制定
	10月	観光大使設置条例の制定
26年	11月	市民協働促進条例の制定
27年	3月	開発許可等に関する条例の一部改正

46

議員提案による政策条例制定・改正への取り組み

(四日市市議会の改革について P16～P17)

主な議員提案条例

平成28年	2月	障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正
	8月	幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正
	11月	みんなのスポーツ応援条例の制定
30年	6月	障害を理由とする差別の解消を推進する条例の制定
	11月	防災対策条例の制定
令和2年	2月	議会基本条例の改正
4年	3月	議会ハラスメントの防止等に関する条例の制定

47

議員提案による条例制定

(四日市市議会の改革について P17、資料編「資料5」)

市議会ハラスメントの防止等に関する条例

【制定・施行】 令和4年3月

【目的】

議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資すること

【制定までの経緯】

議員政策研究会（議会改革事例研究分科会）からの提言を受け、議会改革検討会（議長諮問機関）を設置して調査研究を行い、議長に答申。
各派代表者会議での確認を経て、代表者発議により上程

48

専門的知見の活用

(四日市市議会の改革について P19)

議会基本条例第15条に基づき学識経験者等に調査を依頼し、議論に反映

- ・「スポーツ振興条例制定に係る調査業務委託」を三重大学教授に依頼 (H28.7～11)
⇒四日市市みんなのスポーツ応援条例 制定へ

参考人制度の活用

議会基本条例第24条に基づき参考人制度を活用し、議論に反映

- ・障害者差別解消条例等調査特別委員会で、条例制定に向けた障害者当事者等との意見交換を実施 (H29.8)
⇒四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例 制定へ

49

四日市市議会における 予算・決算審査について

50

予算・決算議案の審査方法①

(四日市市議会の改革について P17～P18)

常任委員会化

平成21年度～現在

これまでの特別委員会を改め、「予算常任委員会」と「決算常任委員会」を設置し、従来の4常任委員会の所管ごとに、4つの分科会を設置

【予算常任委員会】

委員33名（全議員のうち議長を除く）

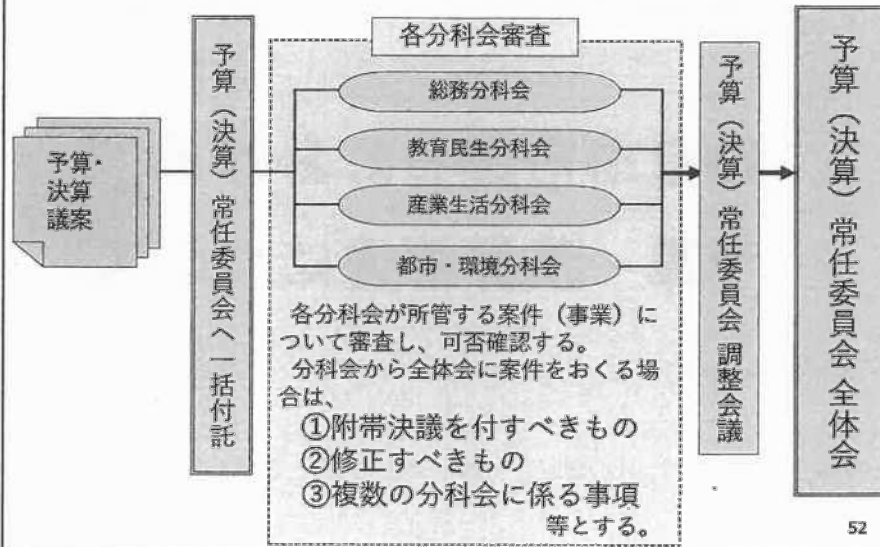
【決算常任委員会】

委員31名（全議員のうち議長、監査委員を除く）

51

予算・決算議案の審査方法②

(四日市市議会の改革について P17～P18)

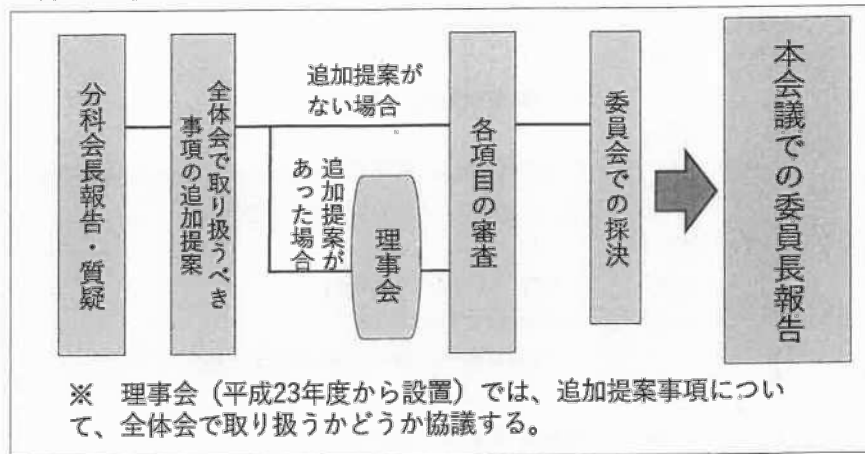


52

予算・決算議案の審査方法③

(四日市市議会の改革について P17～P18)

全体会（予算・決算）での議案の審査方法



53

予算・決算議案の審査方法④

(四日市市議会の改革について P17～P18)

予算（決算）常任委員会の調整会議・理事会

調整会議

正副委員長及び各分科会の正副分科会長で構成。

全体会審査の前に分科会における審査経過、分科会から全体会へ送られることになった案件の論点等について確認する会議。

理事会

平成23年度から新たに設置。正副委員長と、各会派及び団体（3人未満）から1人ずつ選出された理事で構成。加えて、オブザーバーとして各分科会長が出席。

全体会において追加提案があった事項を取り扱うかどうか協議するほか、審査方法等運営全般について随時協議する。

54

予算議案の審議日程について

【予算議案】

令和4年2月定例月議会(例)

2月	9日	本会議(初日)
	18日	
	1	本会議(代表質問、一般質問)
	28日	
3月	1日	予算常任委員会 各分科会(総務、教育民生、産業生活、都市・環境)
	1	※休会を除き5日間(予備日1日を含む)
3月	7日	
	10日	予算常任委員会 調整会議
	11日	予算常任委員会 全体会
	1	※休会を除き6日間(予備日1日を含む)
	18日	
	24日	本会議(最終日) 採決等

55

決算議案の審議日程について

【決算議案】

令和4年8月定例月議会(例)

8月	29日	本会議(初日)
8月	31日	本会議(質疑、委員会付託)
	1	決算・予算常任委員会 各分科会
9月	6日	※休会を除き5日間(予備日1日を含む)
	8日	決算・予算常任委員会 調整会議
	9日	決算常任委員会 全体会
	1	※休会を除き4日間(予備日1日を含む)
	14日	
	15、16日	予算常任委員会 全体会(予備日1日を含む)
9月	22日	本会議 8月29日上程議案の採決等
	27日	
	30日	本会議(一般質問)
10月	5日	本会議(最終日) 9月23日以降追加議案の採決等

9/22 R5予算
への提言を
市長に提出

令和2年度から

来年度予算への議会意思を早期に
市長部局に伝えるため、決算議会では
一般質問より先に決算審査を実施

56

執行部からの予算編成方針の説明

推進計画の年度ごとの更新について（イメージ）



57

決算と予算を連動した
政策サイクルについて

58

決算審査と予算審査の連動 (四日市市議会の改革について P19～P20)

```
graph TD
    A["【当年8月】決算審査"] --> B["【次年2月】予算審査"]
    B --> C["【次年】執行状況の検証"]
    C --> D["【次年8月】決算審査において活用"]
    D --> A
```

【当年8月】決算審査

- 分科会審査
- 委員間協議により予算案作成へ向けた提言案等の取りまとめ

【提言】
執行部への回答要請を盛り込む

【次年2月】予算審査

- 分科会審査・全体会
- 議会意思の反映確保
- 予算所産での活用

【次年】執行状況の検証

- 決算常任委員会
- 予算の執行状況など対応状況について確認

【次年8月】
決算審査において活用

59

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～
(令和〇年8月定例市議会 国庫委任委員会〇〇分科会)

No. ③

事務室	
事務局長	
	代表取締役社長

政策調査に附けた議題について

1. 異議・客席の質問
2. 議員討論によって出された意見
3. 事業実施に関する各委員長の意見表明

氏名	職名
山内圭一	
佐藤正樹	
佐々木孝典	
山田隆太郎	
山崎和典	

4. 全体会で審議するに当たっての議論（ポイント）

発言内容や意見が簡潔なものであるについては、「政策提議演説」を添えて報告するものとする。

四日市市廃棄物減量チェックシート

～道橋予算案への反対状況について～
(令和2年2月定例会 予算常任委員会)

No. 2

事業名		
事業概要		
事業費		
国庫金予算への関係		
<概要>		
【国庫予算案への反映状況】 〇 国庫金からの補填		
【国庫予算案への反映状況】 〇 国庫金からの補填		
1. 主な意見		
2. 反映状況		
①国庫	備考	
②国庫		
③国庫	国庫金事業費の国庫に配分するもの	
④国庫		
⑤国庫事業費		
⑥その他	事業実施に必要となる「など」	

60

平成30年度決算審査(令和元年9月)を受けた
令和2年度当初予算への提言事項

9月の
決算議会で
検証

- (1) 緊急輸送道路に係る対応
- (2) 実行委員会形式3事業の運営及び実施形式の見直し
- (3) 途切れのない指導・支援に係る体制の充実
- (4) 動物愛護に係る施策の充実について
- (5) 良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善
- (6) 文化財関連事業の見直し
- (7) 海岸保全施設の耐震化対策
- (8) 救命救急センター(E R)の体制充実
- (9) トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致
- (10) 不法投棄対策の強化



正副議長、決算正副
委員長から市長へ

61

令和2年度当初予算への提言事項
について反映状況を確認

3月の
予算議会で
チェック

- ・ **動物愛護に係る施策の充実** 予算増額
飼い主のいない猫の手術
費用助成額の引き上げ
- ・ **良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善** 予算増額
私立保育園の正規職員における
給与改善の補助単価を拡充
- ・ **トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致** 新規事業
の実施
全国規模の大会、プロスポーツ
イベント等の開催に対する補助
制度を新設
- ・ **不法投棄対策の強化** 予算増額
機能を強化した監視カメラの増設
に向けて購入費予算を増額

主なもの



62

令和元年度決算審査(令和2年9月)を受けた
令和3年度当初予算への提言事項

9月の
決算議会で
検証

- (1) スマート自治体の実現
- (2) 公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備の実施
- (3) マイナンバーカードの取得推進
- (4) 地区市民センターの整備実施
- (5) 障害者雇用の促進
- (6) コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策の実施
- (7) 市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直し
- (8) 合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進
- (9) 緊急輸送道路に係る対応
- (10) 実行委員会形式事業の在り方の検討

決算正副委員長から正副議長へ



63

令和3年度当初予算への提言事項
について反映状況を確認①

3月の
予算議会で
チェック

- (1) スマート自治体の実現 予算増額
行政手続きのオンライン化事業の研究、実証実験 など
- (2) 公立保育園、幼稚園、認定こども園の施設整備の実施 予算増額
修繕予算を確保し、各園からの要望に対応
- (3) マイナンバーカードの取得推進 手法見直し
新たに設置する会議等で議論を進めることが示された
- (4) 地区市民センターの整備実施 予算増額
防災や福祉の面からの整備に向けた調査研究費等
- (5) 障害者雇用の促進 予算増額
パンフ作成や職場定着事業を新たに実施

64

令和3年度当初予算への提言事項 について反映状況を確認②

3月の
予算議会で
チェック

- (6) コロナ禍を受けた市立四日市病院の感染症対策の実施 手法見直し
コロナ後の病院経営に活かせる取組の整理を求める
- (7) 市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直し 手法見直し
令和3年度中の機関保証制度導入を明確に示した
- (8) 合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進 予算増額
点検費用の補助額の増額、担当職員の増員 など
- (9) 緊急輸送道路に係る対応 予算増額
第2次緊急輸送道路の沿道建築物への補助を新設
- (10) 実行委員会形式事業の在り方の検討 手法見直し
2課の業務統合を前提に組織の見直しを検討している

65

令和2年度決算審査(令和3年9月)を受けた 令和4年度当初予算への提言事項

9月の
決算議会で
検証

- (1) 避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業について
- (3) コロナ禍における市立四日市病院の職員へのサポート体制の充実について
- (4) コロナ禍によるスポーツイベントの開催見直しについて



正副議長・決算正副委員長から市長へ

66

令和4年度当初予算への提言事項
について反映状況を確認

3月の
予算議会で
チェック

(1) 避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究

避難所運営等へのデジタル技術活用に向けた調査
研究費を計上

新規事業
の実施

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

保健所の体制強化、自宅療養者への支援拡充 など

予算増額

(3) コロナ禍における市立四日市病院の職員へのサポート
体制の充実

マスクや消毒液などの消耗品購入費、職員への
メンタルヘルス対策の充実 など

予算増額

(4) コロナ禍によるスポーツイベントの開催見直し

R5にハーフマラソンの初開催を目指してブレ大会を実施

手法見直し

67

令和3年度決算審査(令和4年9月)を受けた
令和5年度当初予算への提言事項

9月の
決算議会で
検証

NEW

(1) 降雨災害の対策に資する事業展開
に向けた調査研究

(2) 民生委員・児童委員への支援体制
の充実

(3) 食肉センター・食肉地方卸売市場
施設整備事業



68

政策サイクル 事例①

提言

【令和3年9月】令和2年度決算の審査を受けて「避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究」を提言
⇒本市の避難所運営へのマイナンバーカードの活用を検討するための調査研究費を計上すべき



予算案
チェック

【令和4年2月】避難所運営や被災者支援等における課題解決に対する調査研究を新たに実施するため、予算案（100万円）を可決
⇒事例調査（有効性と課題の整理）、デジタル技術活用の検討



対応状況
チェック

【令和4年9月】提言への対応状況を確認
システム会社や防災関係のコンサルタント会社にヒアリングを行い、調査研究業務委託の発注準備を進めていることを確認

69

政策サイクル 事例②

提言

【令和元年9月】平成30年度決算の審査を受けて「文化財関連事業の見直し」を提言
⇒「文化振興課」「観光交流課」「社会教育・文化財課」と3つの部局に所管がまたがる文化財関連事業を見直すべき



予算案
チェック

【令和2年2月】関係3課で協議を実施し、取組に着手していることを確認。
⇒執行部より、令和2年度中に方向性を出すとの考え方が示される



対応状況
チェック

【令和2年9月】提言への対応状況を確認
⇒執行部から、組織見直しの検討を進めているとの報告



次年度へ「継続」

70

政策サイクル 事例②(つづき)

予算案
チェック

【令和3年2月】

⇒執行部から、「文化振興課」(市民文化部)と「社会教育・文化財課」(教育委員会)の組織の見直しを検討していることが説明される



執行状況
チェック

【令和3年9月】提言への対応状況を確認

R4年度から組織体制を見直し、「文化振興課」「社会教育・文化財課」の文化財業務を、「観光交流課」の所属するシティプロモーション部に移管することを確認

【R3】

(シティプロモーション部) 観光交流課
(市民文化部) 文化振興課
(教育委員会) 社会教育・文化財課



【R4〜】

観光交流課
(シティプロモーション部) 文化振興課
社会教育・文化財課

71

市民への情報発信(1) (よっかいち市議会だより)

令和3年8月定例会議会号
決算審査での提言内容

見開き2ページの特集記事

決算審査を次の予算編成に生かす

決算審査を通じて出された意見を集約し、市長に提言しました

8月定例会議会
4つの付帯で決算審査をめぐってチェック
決算、税制改正、防災対策、都市・農村の活性化
など4つの付帯で決算審査の議論が行われます

8月定例会議会
3月定例会議会
12月定例会議会
10月定例会議会
7月定例会議会
4月定例会議会
1月定例会議会
10月定例会議会
7月定例会議会
4月定例会議会
1月定例会議会

市長に提言した4つの提言
1. 市のウェブサイトを見直し、市民サービスの向上を図る。
2. 市のイメージを向上させるための施策を推進する。
3. 市のインフラ整備を進め、市民の生活の利便性を高める。
4. 市民サービスの向上を図るための施策を推進する。

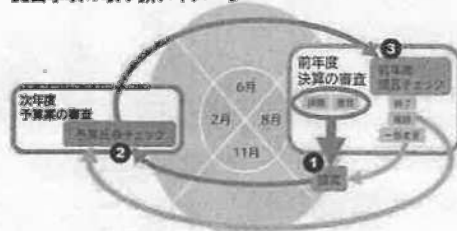
72

市民への情報発信(4) (市議会ホームページ)

決算審査と予算審査を連動させる政策サイクルの仕組み

問い合わせ番号：16116-2591-4210 更新日：2021年3月25日

提言事項の取り扱いイメージ



9日市市議会では、令和元年度から、8月定例会議において前年度の決算を審査する中で、出された意見を踏まえ、次年度の予算編成などに反映するよう市議会へ提言を行うという取組を始めています。そして、2月定例会議において、次年度の予算案の審査を行う際に、8月定例会議において行った提言の内容が予算案に反映されているかどうかのチェックを行っています。

1 目的

決算審査と予算審査を連動させ、前年度の決算審査によって出された市の政策に関する課題等に対する議会の意見を次年度の予算に反映させる。

1 ①決算審査と提言（8月定例会議）

8月定例会議の決算審査委員会において前年度決算を審査します。

まず、決算審査委員会が4つの分科会（総務、教育福祉、産業生活、都市・環境）に分かれて決算審査を行い、委員からの意見や提言を整理し、提言案を取りまとめます。その後、決算審査委員会全体において、分科会から提言案等について報告を行い、議員総討論を行い、最終的に市長に対して提言を行う内容を決定します。

75

